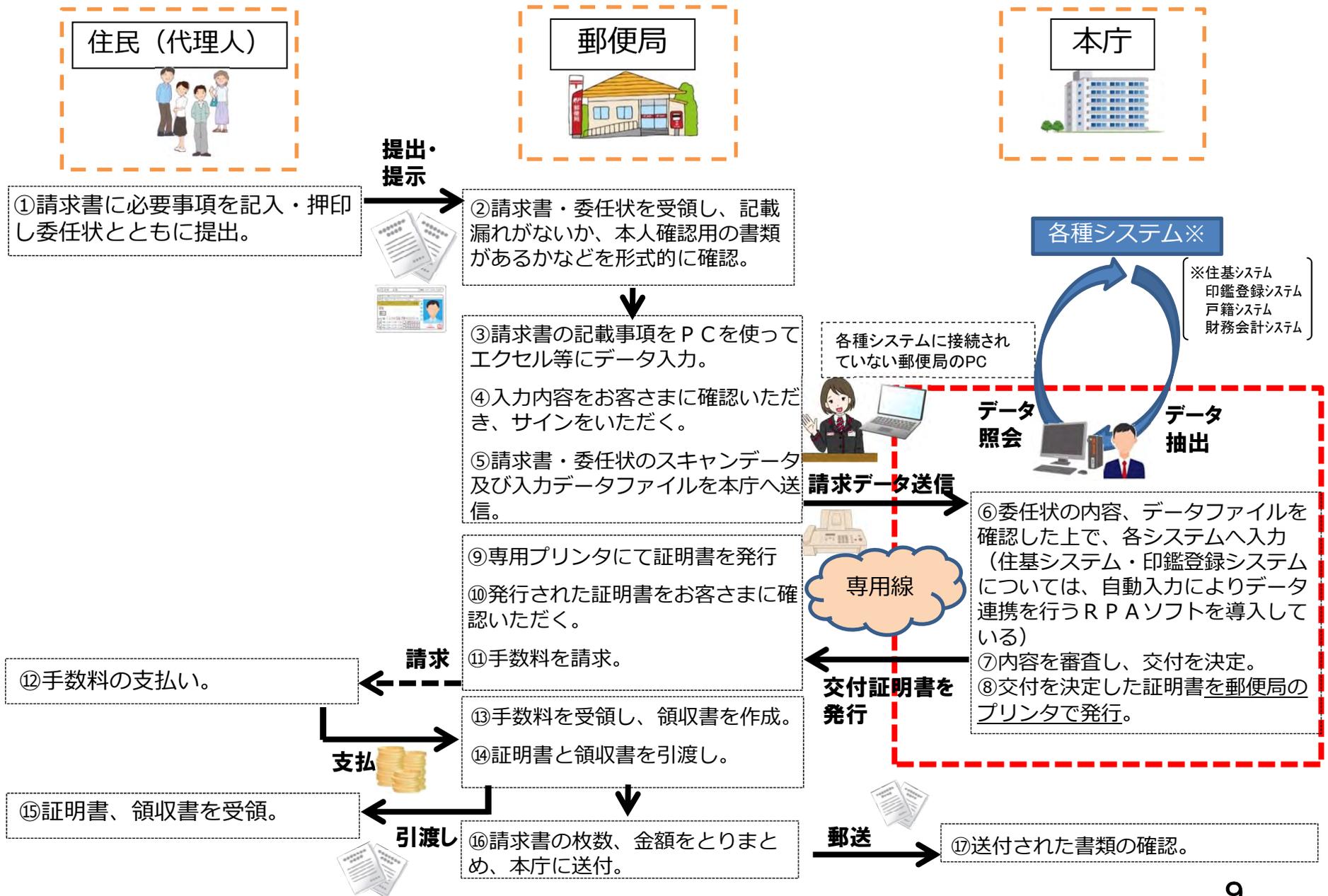


④ 公的証明書（代理請求） 交付手続の現行事務フロー ※ [] 内が求める措置



54

制度改正による効果

- 課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。
- 住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率が改善される。
- 郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がることが期待される。

公共サービス改革

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」や関係通知により民間事業者への委託が可能な事務が示されており、以下の事務も同梓組においては委託可能とされている。
 - ◆ 住民異動届の受付、住民票の記載、転出証明書の作成・引渡し
 - ◆ 印鑑登録（住民基本台帳事務に準じた取扱い）

- しかし、市町村職員の常駐が基本とされている等、同梓組の活用により支障を解決することは困難